

第五十五回国会
衆議院 法務委員会

(五三四)

昭和四十二年七月十一日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 大坪 保雄君

理事 高橋 英吉君

理事 濱野 清吾君

理事 横山 利秋君

理事 塩谷 一夫君

馬場 元治君

神近 市子君

沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 田中伊三次君

労働大臣 早川 崇君

出席政府委員

法務政務次官 井原 岸高君

法務省民事局長 新谷 正夫君

局長 村上 茂利君

委員外の出席者

参考人 (東京大学教授) 三ヶ月 章君

参考人 (山陽特殊製鋼社長) 福永 常男君

参考人 (山陽特殊製鋼社長) 白矢 勇君

参考人 (山陽特殊製鋼社長) 高橋 勝好君

七月十一日

委員瀬戸山三男君、田中角榮君及び橋口隆君辞任につき、その補欠として塩谷一夫君、三ツ林弥太郎君及び山下元利君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員塩谷一夫君及び三ツ林弥太郎君辞任につき、その補欠として瀬戸山三男君及び田中角榮君が議長の指名で委員に選任された。

○大坪委員長 内閣提出、会社更生法等の一部を改正する法律案及び田中武夫君外十二名提出にかかる会社更生法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

まず、両案について参考人より意見を聴取することといたします。

本日出席の参考人は、東京大学教授三ヶ月章君、山陽特殊製鋼下請企業共同組合理事長福永常男君、山陽特殊製鋼労働組合組合長白矢勇君の三名であります。

参考人の各位には、御多用中のところ、わざわざ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議録第三十一号

ておるよう思われる所であります。

こうした二つの改正法案の取り上げている問題の範囲の違いはともかくとして、最も両法案の対策の違います点に焦点を合わせまして、両者を比較検討し、私の意見を述べさせていただきます。

会社更生法の乱用といわれる声がやかましかつたのが、こういふうな改正法案を生み出したことは、前述のこととあります。そこで、最も

も両法案の対策の違います点に焦点を合わせまして、両者を比較検討し、私の意見を述べさせていただきます。

ただ、両者を比較検討し、私の意見を述べさせていただきます。

会社更生法の乱用といわれる声がやかましかつたのが、こういふうな改正法案を生み出したことは、前述のこととあります。そこで、最も

も両法案の対策の違います点に焦点を合わせまして、両者を比較検討し、私の意見を述べさせていただきます。

て、どういう立場であつたかと思ひますと、私の考え方によりますと、下請代金の保護は、日本の社会的現実の中できわめて大きな重要な問題であるということは重々認識しながらも、やはり実体権の格づけに応じて、権利者間の取り扱いを多少違えなければならないのが裁判上の手続といふものであるという、こういう本質的な制約がありますので、これをのみ込んだ上で、そのワク内での処理を主としておると言えると思うでござりますが、社会兌案のほうは、他の手続との関連を一応抜きにいたしまして、ともかく更生手続のワク内で、先ほど問題となりましたような日本的弊害の除去を取り上げることこそが重要である、こういう立場に立っているかと思うのでございます。かりに下請代金が民法上も、たとえば先取り特権により保護されるというやうな形になつておりますならば、破産でも、強制執行でも、あるいは和議でも、さらには更生を通じまして、一般的なより強力な保護がはかれるのでございますが、残念ながら、下請代金といふものにつきまして、これを先取り特権とするというふうな意味での実体法的な裏づけがないというふうなところから、政府案というふうなものの流れ、考え方が出てくるようになります。

鏡に出ると、いろいろなことが十分予測されるわけになります。たとえば、一番表通りの対策といいましては、更生手続を避けて破算手続に持ち込むなり、あるいはまた管財人をいたしまして、も、更生手続の見込みなしとして投げ出すというふうなことにもなりかねないわけでございます。かりに破産になりますと、これは更生手続で保護をいたしておりますが、やはり先ほどの実体権によるワクづけというのが働いてまいりまして、一般的の破産債権になつてしまふのは免れないといふように思ひます。

かく見てまいりますと、やはり下請代金債権の保護というふうなものの保護ということを、更生法のワク内で処理し得る範囲といふものにつきましては、一つの限界があるようには感じられるのでございます。将来これをほんとうに保護していくための表通りの方策といたしましては、これはたとえば実体法上の権利として、破産、和議、その他の手続、強制執行を通じまして保護していくと、いう表通りをとる、ないしそれとあわせまして、こういふ連鎖倒産に対する金融政策の面といふうな点で受けとめていく、こういふうなことが伴いまして初めて更生法上の対策も出てくるようになります。

元来、会社更生法といふうなものの直面する問題は、国によって違うのでございまして、アメリカが会社更生法を生み出した場合の一一番大きな問題は、投資家大衆の保護という問題であつたのに比べまして、日本で特に先鋒に出てまいりますのは、この下請代金債権の問題であるということは重々承知しておるのでございますが、先ほど申しましたような会社更生手続の一つの免れがたい制約といふことを認めまして、法制審議会におきましては、この下請代金債権の問題であるといふものが、いろいろなことを考えました結果、妥当なバランスではなかろうかと思つて賛成した次第でございます。もつとも、政府案の考え方の底には、管財人に握りつぶされるのではなかろうかといふ危惧が入り得るかと存じますが、この初期の段階で

と申しますのは、実は下請債権の調整のみならず、あるいは従業員の安定、大口債権者との協議、計画の資料の収集等の問題が山積しているわけございまして、その時期におきまして、下請債権の問題だけに裁判所がエネルギーを注ぐといふうことよりも、あるいは多少の危惧があることは存じますけれども、ともかく管財人ルートを通じて裁判所のほうにその問題の判定を取り締まっている体制がとるべきではなかろうかと考えるわけでございます。これを要するに、問題の抜本的な解決は、更生法だけではむづかしいでございまして、内閣提出法案の中にもこういふうな苦慮が反映していると私には感じられるでございます。

時間がありませんので、以下飛ばしまして、更生法乱用禁止対策というふうなものにつきまして両法案を見せてまいりますと、同じことをねらいながら、一方は申し立ての段階で制約をつけ、また乱用防止のために過怠更生罪を設けるという対策を打ち出すのに対しまして、政府案のほうは、保全処分の強化と、特に従来の弁済禁止のみならず、管理人の選任等の強力な手段で乱用防止策まったく保全処分の申し立ての禁止、これを墨書きとして使うことを封するというふうな対策を講じているわけでございます。私も会社更生法、これが旧経営者が抜け抜けと居すわるというふうな形になる、下請商取引先の犠牲において、大企業の更生をはかるという疑惑を、十分払うこととはきわめて必要なことであると存じまして、その点を強調してまいつたものでございますが、こういふふうな対策としては、あるいは損害賠償の査定の効果というふうなことを考慮されましょう。あるいは社会党案のように、過怠更生罪ということによつて制裁を課する方法も考えられるかと存じます。

こういううぐあいに政策的な問題が非常に大きくなるからむわけございますが、そのほかにも、この法案ではいろいろ問題を残しております。特に会社債権の理由書にございますように、更生法がと申しますのは、実は下請債権の調整のみならず、あるいは従業員の安定、大口債権者との協議、計画の資料の収集等の問題が山積しているわけございまして、その時期におきまして、下請債権の問題だけに裁判所がエネルギーを注ぐといふことよりも、あるいは多少の危惧があることは存じますけれども、ともかく管財人ルートを通じて裁判所のほうにその問題の判定を取り締まっている体制がとるべきではなかろうかと考えるわけでございます。これを要するに、問題の抜本的な解決は、更生法だけではむづかしいでございまして、内閣提出法案の中にもこういふうな苦慮が反映していると私には感じられるでございます。

時間がありませんので、以下飛ばしまして、更生法乱用禁止対策というふうなものにつきまして両法案を見せてまいりますと、同じことをねらいながら、一方は申し立ての段階で制約をつけ、また乱用防止のために過怠更生罪を設けるという対策を打ち出すのに対しまして、政府案のほうは、保全処分の強化と、特に従来の弁済禁止のみならず、管理人の選任等の強力な手段で乱用防止策まったく保全処分の申し立ての禁止、これを墨書きとして使うことを封するというふうな対策を講じているわけでございます。私も会社更生法、これが旧経営者が抜け抜けと居すわるというふうな形になる、下請商取引先の犠牲において、大企業の更生をはかるという疑惑を、十分払うこととはきわめて必要なことであると存じまして、その点を強調してまいつたものでございますが、こういふふうな対策としては、あるいは損害賠償の査定の効果というふうなことを考慮されましょう。あるいは社会党案のように、過怠更生罪ということによつて制裁を課する方法も考えられるかと存じます。

こういううぐあいに政策的な問題が非常に大きくなるからむわけございますが、そのほかにも、この法案ではいろいろ問題を残しております。特に会社債権の理由書にございますように、更生法が

かく大企業だけの手続になりがちである。小企業の救済策が抜けておるという点につきまして、私も以前から小更生とでもいふべき方策が必要ではないかといふふうなことも考えておつたのでござりますが、今回の中にはそれが盛り込まれてないなどもその一例でござります。したがいまして、こういうふうな改正案、一応のあれが成立いたしましても、経済の実態に即応したこまめな改正がなされることを希望するわけでござります。

○大坪委員長 次に福水参考人。

○福永参考人 私は、山特鋼下請企業共同組合理事長の福水常男でございます。

本日、この権威ある衆議院法務委員会に参考人として出席し、意見を申し述べることができますことは、私をはじめ組合員一同の深く喜びとするところであります。

私は、法律問題につきましては、全くの門外漢ではございますが、事新しく申し述べるまでもなく、現行会社更生法では、親会社が会社更生法の認可申請をすれば、保全命令によつてその債権は自動的に凍結され、更生計画の認可までたな上げされることは御存じのとおりでございます。

前述の実例は、昭和四十年三月六日の山陽特殊製鋼株式会社の会社更生法申請事件に見ましても明らかなることとく、この事件により、私たち中小下請企業者が、文字通り連鎖倒産の危機に直面し、一時は傘下従業員二千数百名ともども路頭に迷うような大混亂を引き起しました。

現今の大企業の経営方式は、数多くの傘下中小下請企業者を擁して生産を行なつております。ちなみに、山特鋼を例にとりまして考えてみると、会社更生法申請時の自社従業員総数は約三千七百名、これに対しまして、私たち下請企業協同組合員の傘下従業員総数は約二千五百名であります。親企業の会社更生法の認可申請の犠牲となり、これら中小下請企業者が連鎖倒産をするときには、ゆうしき大社会問題であるということは明白でございます。

幸いにいたしまして、山特鋼事件の場合は、戦後

最大の倒産事件のこととて、政府をはじめ政党各

位の緊急かつ適切なる御指導と特別金融措置等に

あるを御期待願いたく存じます。

山特鋼管財人グループは、最近ほど更生計画案

の立案を終わりまして、七月下旬には債権者に対

してお申しあげます。おそらく九月の末までには関係人集会を終わり、更生

計画の認可を得ようとしております。

以上申し述べましたように、今国会で会社更生

法の改正をお願いいたしましたことは、非常に焦眉の

急に迫っております。何とぞ今国会で同法の御改

正を御決定ください、またその実施時期は、

以上述べました山特問題の時期切迫という時点と

からみ合わせまして、本年の九月一日に実施とな

るようすに特別の御考慮を全国数百万の中小下請企

業者とともに伏してお願いを申し上げまして、私

の意見にかえます。

私たち、会社倒産に至った事情、経営者の經

営態度等については、いろいろ掘り下げて問題に

しなければならないことの多いということについ

ても、よくわかつております。しかしながら、現

実に倒産したということで、従業員のみならず、

多くの債権者が苦境に立たされたという現実も直

視してまいりました。そこで、従業員及び家族の

生活と権利を守るために、会社を再建させてい

くことが先決であるといふ一点の柱を立てたわけ

でございます。そのためには、職場を守り、生産

の火を絶やしてはならない。それがまた同時に閑

連下請企業を救う道でもあるといふ基本的な第二

点の柱を立てました。第三点目といたしまして、

会社再建には全面的に協力いたしますけれども、

ただし、会社更生の名のもとに、労働者に犠牲を

転嫁するような再建築については、認められない

という組合の基本的な態度をもつて、今日まで歩

んできたわけでございます。

以上の観点に立ちまして、若干、会社更生法の改

正審議に際して、私の体験による意見を申し述べ

たいと思います。

まず第一点に、会社更生法の趣旨に沿い、事業

の継続に支障のないよう万全の措置を望みたい。

言いかえると、手続開始決定前の事業經營に欠か

すことのできない借り入れ金の問題でございま

す。倒産に至るまでには、経営者は金融対策に入

手方を尽くし、目ぼしい担保価値のあるものは、

ほとんど担保に入っているはずでございます。倒

産し、会社更生法の適用を申請すると、手持ちの

現金のほかは、銀行預金なども、借り入れ金の担

位の緊急かつ適切なる御指導と特別金融措置等により、私たち中小下請企業者はやっと連鎖倒産だけは免れましたが、自來二年有余を経過いたしました今日、なお膨大なる借り入れ金の金利負担にあえぎつつ呻吟を続けております。

このような暫定的措置は、連鎖倒産の危機を一時的に回避したとは言えましょが、決定的な根

本解決策ではなかつたことを証明いたしております。

現時点におきまして、私たち中小下請企業者をほんとうに救済する道は、抜本的な会社更生法の改正により、その債権擁護をはかり、連鎖倒産の危険を防止する以外に道はないと確信いたしまして、たび重なる陳情を続けてまいつたようになります。

ただいま国会で御審議中の会社更生法改正案につきましては、大体におきましてわれわれが満足すべきものではございますが、特に第百十二条の二の二項のうち、「利害關係人の利害」とあるを削除願いたく存じます。その理由は、条文中の「利害關係人の利害」とあるは、中小企業者を除く一般債権者の利害をさるものと思考されます。しがたがつて、数多くの一般債権者の利害事情を調査検討することとなり、そのため相当の時日を要することは論をまちません。ひいては本条の目的である事業の継続に、著しい支障を来たすおそれのある中小企業者の早期救済は大いに阻害され、第百十二条の二の精神と相反する結果となると考えられます。

いま一つは、一般債権者の利害等を裁判所が考慮される場合、「中小企業者との取引の状況、会社の資産状態」等から判断して、債権弁済を許可すべき条件を具備した場合といえども、利害關係人の同意を必要とすることとなれば、中小企業者と利害相反する者の反対意見によつて、債権弁済の可能性すら危くなることも考えられます。これでは、せつかくの同法案の改正も画竜点睛を欠くらみなしとは言えません。以上述べました理

由によりまして、ぜひとも「利害關係人の利害」という勞働者の立場で、非常に理論立つたことを申し上げることはできませんが、ただ、この二年半の体験から感じましたことを、率直に皆さんは御披瀝申し上げたいと思います。

その前に、私たち山陽特殊製鋼労働組合が、この二年半、いわゆる会社更生を申請以来、基本的にとつてきた態度を若干申し述べてみたいと思ひます。

私たち、会社倒産に至った事情、経営者の經營態度等については、いろいろ掘り下げて問題にしなければならないことの多いといふことにしても、よくわかつております。しかしながら、現

るようすに特別の御考慮を全國数百万の中小下請企業者とともに伏してお願いを申し上げまして、私の意見にかえます。

○大坪委員長 次に、白矢参考人。

○白矢参考人 山陽特殊製鋼の労働組合の組合長の白矢でございます。

会社更生法の一帯改正案の内容に至るまで、一応若干経過の意見を申し述べたいと思います。

昭和四十年の三月六日に会社更生法適用申請、

統一して同月二十三日更生手続開始決定以来、私たちは山陽特殊製鋼の従業員はこの二年半の間、更生法下において、会社の再建のため苦境に耐えて全力を尽くしてまいつたわけであります。

この間、私は労働組合の最高責任者として、初めて経験する倒産、そして更生法下の労働運動と

いう未知の分野を悩み、また苦しみ、また憤りをもつて手探りで進めてまいつたわけでございま

す。私たちの組合運動が正しかったかどうかとい

うことにつきましては、皆さん方の御批判をまち

まし、現在貯財人団を中心とした会社幹部及び組合員、全従業員の努力によって会社の

体質は大きく改善され、会社更生への基盤は固められつつある段階でございます。

本日、会社更生法の改正案の審議にあたつて意

見を求める所ですが、何ぶんにも私は現場で育ちといふ労働者の立場で、非常に理論立つたことを申し上げることはできませんが、たゞ、この二年半の体験から感じましたことを、率直に皆さんは御披瀝申し上げたいと思います。

その前に、私たち山陽特殊製鋼労働組合が、この二年半、いわゆる会社更生を申請以来、基本的にとつてきた態度を若干申し述べてみたいと思ひます。

私たち労働者は、働くことが身上でございま

るまでは、だれも好き好んで融資してくれない

からでございます。勢い材料、半製品、売り掛け

金のみがたよりになりますが、売り掛け金とて

簡単に回収できないのが現状でございます。

私たち労働者は、働くことが身上でございま

るまでは、だれも好き好んで融資してくれない

からでございます。勢い材料、半製品、売り掛け

金となり、更生計画によって弁済方法がきま

ります。

その前に、私たち山陽特殊製鋼労働組合が、この

二年半の体験から感じましたことを、率直に皆さ

ん方に御披瀝申し上げたいと思います。

その前に、私たち山陽特殊製鋼労働組合が、この

</

す。この趣旨を生かして労働協約、協定で明文の定めのある事項、たとえば賃金、退職金、慶弔見舞い金、通勤費、社内預金などは、すべて権利を尊重し、共益債権としていたいと思います。なぜならば、会社再建にとっては、従業員、労働組合の協力は、私は欠かすことができないと強く信じているからでございます。それゆえに、労使関係の基本的な問題である協約、協定を尊重することが大切だということです。協定事項をめぐって紛争を生じ、不信を増すというようなことは、大きく再建阻害をする要因になるということが言えると思います。

第三点目といたしましては、退職金の問題について

現行法では取り扱いがはつきりいたしておりません。まず一点目の手続開始決定前の未払い退

職金は、更生債権としてたな上げされるよう

です。開始後も共益債権が更生債権か、自己退の場

合は劣後的更生債権か、これらがはつきりいたし

ておりません。現に私どもも過去三月二十二日現

在で、組合員の退職金総額を計算して、債権届け

出を準備いたしました経過がござります。しかし、退職金の性格からいって、本来差別する理由

はないと思います。また、雇用関係に断絶がな

く、一般感情からいっても、全員解雇を前提にした

よろな退職金債権の計算と届け出といふようなこ

とは、びつたりといったさない感覚がござります。

幸い改正案ではこの点が配慮されております。しかし、労基法の解釈例規にも示されておりますよ

うに、協約の定めのある退職金は、賃金として取

り扱つていただきたいということをございます。

開始決定前の未払い給料との関係で、六ヶ月間の

給料相当額、または退職金の三分の一のいずれか

多いほうを限度に、共益債権化されたと思います

が、少なくとも協約、協定に定めた退職金は、全

額を退職の時期にかわらす共益債権としていた

だきたいことを希望したいものでございます。特

に倒産——更生会社といふ見通しの中で退職

する人たちにとっては、それが唯一の生活上欠か

すことのできない資金になることは間違いない事

実でございますから、この点御配慮願つておきました

いと思います。

第四点目の社内預金の問題につきましては、現行どおり共益債権として隨時弁済されることが私

は望ましいと思います。

特に労働省の指導で、社

内預金の問題につきましては、制度的にもかなり

改善され、労働基準監督署の指導監督も強化され

ておりますので、共益債権として随时弁済された

いといふことにについても強調しておきたいと思いま

す。幸い山陽におきましては、監督署の指導に

よりまして、払い出し計画につきましても在籍者

は現段階においては全部完了いたしております。

第五点目の下請債権者の問題につきましては、

少なくとも従業員の未払い給料について保護され

ている法の精神を、そのまま下請の加工賃債権、

人件費に充当されるべきものにも適用していただ

きたいと思います。改正案では下請債権の弁済制

度を設けられておりますけれども、もう一步進め

て、加工賃、賃金、退職金債権の共益債権化を明

文化していただきたいと思います。

第六点目の、会社更生計画への労働組合の参与

についての考え方を述べたいと思います。

〇大坪委員長 これより参考人に対する質疑に入

ります。横山利秋君。

〇横山委員 参考人の皆さんにはどうも御苦勞さ

までございました。それぞれ今日までいろいろな

経過を経て、この法案の作成にもいろいろな

考慮されました。そこで今後も労働組合を

いたがたいということにつきまして、強く労働

組合の意見として申し述べておきたいと思いま

す。

以上でございます。

〇大坪委員長 ありがとうございました。

は、あらかじめ協議することを会社と申し合わせております。少なくとも、労働条件の問題にかかる事項につきましては、既得権あるいは将来的権利に重要な影響を与えて、労使関係を不安定にし、更生計画の遂行にも影響することについては、労働基準監督署の指導監督も強化されておりましたので、共益債権として随时弁済された組合の意見として申し述べておきたいと思いま

す。

〇大坪委員長 ありがとうございます。

〇大坪委員長 これが、たとえばいま労働組合の委員長が言われた中

で社内預金の問題、これは現行法より政府案は明

らかに後退であります。後退の政府の説明は、給

料及び退職金と、社会預金と格差をつけること

が、たとえばいま労働組合の委員長が言われた中

で社内預金の問題、これは現行法より政府案は明

らかに後退であります。後退の政府の説明は、給

料及び退職金と、社会預金と格差をつけること

が、たとえばいま労働組合の委員長が言

ことであろうと思います。社内預金は、おそらくこういたしましても、共益債権、優先債権になるわけでございますから、弁済時期の前後といふことはございましても、大体それほど従来の扱いとは違はないのではないかという憶測もあるようになります。私、そういうふうに考えており

○横山委員 先ほど過怠更生罪に言及をされましたが、私どももこの現行法の最大の弱点は、当時に喧伝されましたように、結局大企業の保護法に終わつておるのではないか。下請や労働者がそれの犠牲によつて会社が再建されるというきらいが実に多いという点で、過怠更生罪の創設を主張したのでございます。先ほど先生はそれに言及されて、何か他のやり方でということをおつしやつたのでございますが、いま少し詳しく先生の御意見を伺いたいと思います。

はよつて申し上げまして、たいへん失礼いたしました。

実は、いろいろな会社を倒産におちいらしめた責任の追及といふものがございませんと、会社更生法に逃げ込むといふ形になるのは当然でございまして、こういう形で問題点が出てまいりました段階におきまして、当然これに対する筋を通すと申しますか、責任追及の手段といふものが備わらなければならぬ感じがするわけでございます。その場合の責任の追及のしかた

として、私はいろいろな考え方があるようには思ふのですが、いまして、社会党の御案のように、やはりそういうふうな事態におちいったものに刑罰的な制裁を科すことによって、その責任を問うと、いう行き方をいたしまして、それからもう一つは、最近大きな事件でようやく活用されるようになつてしまりました取締役等に対する損害賠償の査定の手続というものを動かしまして、より実効的に損害賠償ということをかけていくと、いうことが一つであらうかと思います。それからもう一つ、更生計画などを点検いたしておりますと、実際問題

として過去の経営者といふものが居する例があるわけでござります。やはり更生法の精神といたしましては、そういうふうな場合に、理事者の交代というふうな形で筋を通すことが、法律のそれの計画の中の条項として入っておりますように、その辺のこところで、やはり実効的に居すわりとう印象を除去去るようには、計画立案段階で指導していく、あるいはそろいう形に持っていくいろいろな対策が考えられるかと思ひのであります。

ところで、過怠更生罪という制度の当否につきましては、もちろんいろいろと検討がなされたわけでございますが、これが取り入れられなかつた背景は、私の考えによりますとこういうことではなかろうか。それは、こういう制裁を置きますと、当然そういうどんばに追い込まれました理事者、会社経営者は、ますますそれをおそれましで時期を遅延し、泥沼の中に足を突っ込む。そういたしますと、かえつてよりすみやかな段階で更生手続の開始をしたならば、傷口はかくも大きくならないであろう段階において申し立てがなされていくというふうなものに役立つべき効果がありはしないか。これに比べまして、より実効的な方法は、制裁を科していくといふよりも、果敢に損害賠償請求権の査定というふうなことを動かしていく、こういうことが考えられるのではないかろうか。政府案の中でも調査委員の制度の改正というふうな形の一環といたしまして、損害賠償責任の査定の問題の必要があるという場合に、調査委員の任務を規定しておるものこういふ含みかと存じます。

こういうふうないろいろな形でもって、理事者の責任追及というもののがなされなければならぬんぢやないか、こういうふうに考えておるわけでござります。

○横山委員 福永さんにお伺いをしたいのであります。福永さんの御趣旨は、「利害関係人」の「利害」を削除してもらいたい、それから実施期日を繰り上げてもらいたい等に力点があつたよう

この山陽特殊鋼の倒産以来今日に至りますまでに、下請として、経営者に対してもう一件事情をお考えでございましょうか。きわめて抽象的な御質問になつて恐縮でございますが、先ほど冒頭にちよつとおっしゃつただけで、労働組合と下請との間には、お話を聞いておりますし、若干のニュアンスの違ひがあるようでございます。いま白矢さんの御意見を伺いますと、とにかく再建をしたいという気持ちが実に濃厚な御発言でござります。下請の皆さんは、再建もいいけれども権利確保という並行的なお考えのような感じが固々、これは福永さんはかりではなくて、一般的に感じられる点でございます。それらの点を含めまして、非常にお苦しみになりました下請の皆さん的一般的な考えはどういうことでございましょうか。抽象的で、おわかりでございましょうか。

○福永参考人　ただいまの御質問にお答えいたします。

われわれ中小下請企業者といえども、会社の再建につきましては、全面的にすみやかな立ち直りを希望いたしております。しかしながら、何分ともに山特の場合は、長期決済という問題もございまして、われわれがこれによつて被害をこうむりました額は、力以上の実に膨大なものでござります。もちろん、親企業の更生がすべてを解決する問題ではございますが、時間をかけまして親企業がよし立直つたいたしましても、それまでにわれわれが倒産をした場合、先ほど申しましたときには非常にかけこうでございますが、われわれの犠牲に立つて親企業のみの存続がはかられましても、一向にわれわれのビンチを脱することはできないと思います。もちろん私が申しましたことと、労働組合長さんの御意見とは、若干のニュアンスの違ひがあるような感じがござりますが、本質的にいたしましても、もとよりわれわれは親企業の更生を望んでおります。しかしながら

ら、親企業の更生と並行いたしましたして、われわれともどもに企業の立ち直りをはかるということですが、私たちのほんとうの希望でございます。

○横山委員 次に、福永さん、先ほど御希望になりました実施期日の繰り上げという問題でござりますが、これが原案どおりでありますと、事実上どういうふうにあが生ずるか。承れば九月末に関係人集会がおありになるそうであります。これが繰り上げを、私どももせつかくの御陳情でござりますから考慮いたしておるところでございますが、原来ではどういう実害がございましょうか。

○福永参考人 お答えいたします。

現今の時点で判断いたしまして、山特鋼は九月の三十日までに更生計画案の認可を終わりたいといた管財人は希望を持っております。もし本改正案が九月三十日以降において可決をされた場合、われわれの債権擁護のせつかくの御改正も何らなすところなく、恩恵にあずかり得られないということです。以上述べましたような理由で、私たちはぜひとも今国会に御改正をお願いし、しかも九月一日にさかのぼつて実施をしていただきたいということをございます。

○横山委員 三ヶ月先生にもう一つ伺いますが、共益債権に基づく強制執行または仮差し押えの中止等を定めた改正法の規定二百十条の二なんですが、裁判長が強制執行の中止または取り消しを命じられるという場合、それをすることは、更生会社の更生に著しい支障を及ぼし、かつ、更生会社が他に遊休設備などの換価容易な財産を有する場合となっております。私ども心配しますのは、裁判長が強制執行の中止または取り消しを命ずる、ほかに売れるやつがあるではないかという意味でやる、けれども、売った金が確実に強制執行をした人間のところへ換価されて返ってくるという保証が一体ないではないかという感じがいたすのであります。差し押えなり強制執行なりなんなりをした人は、それをしてこにして自分の債権を保全をしておるのでされども、裁判所に、中止または取り消しをされた場合には、その見

返りとして確実にその人に対する金が返ってくるという保証が一体これほどにあるだらうかと思われるのあります。いかがでございましょう。

○三ヶ月参考人 これはなるほど換価可能な財産を有するときの執行停止の規定でございますが、その強制執行の中止または取り消しを命ずることができるわけでございまして、逆に換価可能な財産を有する場合に、そちらのほうの強制執行といふるものにかかるしていくといふうことのための規定のよう私は考えるわけでございます。いわば差し押さえがえの規定でございまして、要するに、こちらのAという財産であったならば、どつちみち満足はこちらの共益債権のほうにいくでございますが、そのかわりに、Aという財産を押さえないBという財産を押えてこれでもってやつてほしいという場合に、AからBに乗り移る、その限度においては、「その強制執行又は仮差押えの中止又は取消しを命ずる」というふうな規定で、差し押さえがえといふ精神がここに出ているように私は思うわけでございます。ただし、こういふうな問題も、あくまでも、元来は強制執行することは自由でございますが、どうしてもその財産がいま運転上必要であるといふうことであるとか、それからまた、他の換価容易な財産があるときに限るわけでございまして、ないふうに考えております。

○横山委員 差し押さえがえということではあるけれども、差し押さえがえをしてもらおう趣旨には違ひないけれども、何かそこで一本抜けておる。そういう趣旨はわかる。やるかもしだれぬ。けれども、やらぬかもしだれぬ。返つてこないかもしだれぬといふ感じがいたすのであります。が、いま福永さん、白矢さん、私の質問をお聞きになつて、いらっしゃつて、何か御意見がございますれば伺いたいと思いますが、ございましょうか。——ございませんか。

それから白矢さんの御意見、いろいろ伺いました。具体的な御提案をいろいろいただきましたことは恐縮をしておるのであります。が、結じてこの

政府案についてどうお考えでござりますか。私は

もある意味の前進があることは事実だとは思うのでござりますけれども、しかし一番明白なことは、社内預金は明らかにこれは後退である。この

ほか、保全管理人といふ性格がどういう実際の動きをするものであるかどうか。労働組合として

お考えでございましょうか。つまり社長が当事者と団体交渉をなさいますときに手続前ですと、保全管理人が指定されますと、社長は団体交渉権の

能力を失つて、保全管理人がかかる。あなた方がいままで団体交渉をしていらっしゃった経験から申しまして、責任のある社長は、手続前といふことも、保全管理人が指定されますと、当事者

もその能力を失つて保全管理人がかかる。新しく参った

保全管理人を団体交渉の当事者として労働組合と

しては選ばなければならぬ、ということも含めま

ります。

○白矢参考人 改正案の内容につきましては、かなり前回よりも前進したということについては、私もこれを利用しておられます。ただ、私が前段

に申し上げましたように、私の体験上からすると、全般にわたつてもう少し具体性がほしいといふことを申し上げたわけでございまして、ない

ときには、これはできないわけでございまして、なら、強制執行による満足が可能である。そういうふうに考えております。

○横山委員 差し押さえがえといふことではあるけれども、差し押さえがえをしてもらおう趣旨には違ひないけれども、何かそこで一本抜けておる。そういう趣旨はわかる。やるかもしだれぬ。けれども、やらぬかもしだれぬ。返つてこないかもしだれぬといふ感じがいたすのであります。が、いま福永さん、白矢さん、私の質問をお聞きになつて、いらっしゃつて、何か御意見がございますれば伺いたいと思います。おわかりでございますが、ございましょうか。——ございませんか。

たわけでござりますので、その辺のところをよく御了解願いたいと思います。

○横山委員 白矢さんに、いま私が申し上げた一

点、もう一度念を押しますが、保全管理人をどうお考えでございましょうか。つまり社長が当事者と団体交渉をなさいますときに手続前ですと、保全管理人が指定されますと、社長は団体交渉権の

能力を失つて、手続開始前といふとも保全管理人

が団体交渉の当事者となる制度について、どうお

考えでございましょうか。

○白矢参考人 私は保全管理人が団体交渉員となることについて、当然だと思います。

○横山委員 こういうおそれはござりますまい。なるほど社長は、だらしのない、こういう事態に陥らしめた責任はあるけれども、その責任といふものは、団体交渉をする場合に労働組合として十分追及もし、事情も知悉しておる。そこで新しく保全管理人が来て、事情がわからぬままに、権限もありませんから裁判長に「お伺いをしなければならぬ」という点につきましては、私どもいたしましては原則として保全管理人は指名しないほうがよろしい。保全管理人が指定されると、その点についてどうお考えでございましょうか。

○白矢参考人 少しわかりにくい点があると思ってます。いわゆる保全管理人といいますか管財人と社長との関係でござりますけれども、管財人とといいますと、いわゆる最終的な段階になると自分の立場といいますか、それが責任度合いからして非常にあいまいだ。そういう点からして社長が非常にあいまいだ。そういう点からして社長が非常にあいまいだ。そういう点からして社長が非常にあいまいだ。

○横山委員 時間があまりございませんので、ほ

かに御質問もしたいと思いますが省略をいたしま

して、お三人の方にそれぞれ補足的な御意見がございましたらお伺いをしたいと思うのです。

○横山委員 それではその点について三ヶ月先生

におきまして停止されるわけでございますが、そういう関係を法的にはつきりさせておけばスムーズにその移行措置が行なわれるだらうという見解をもちまして、若干突っ込んだ内容を申し上げ

てかかるという問題が一つございます。と同時に、もう一つ過去の実績を点検してみますと、やはり管財人の人選で非常に手続が長くなる。勢いその間時間が延びる。その間保全処分一本でつなぐ。しかもそれは、従来の経営者が一応営業での能力を失つて、保全管理人がかかる。あなたが団体交渉の当事者となる制度について、どうお考えでございましょうか。

○白矢参考人 会社更生法の乱用論議の一環といたしまして、とにかく更生手続に逃げ込んでしまって保全処分を使いながら、それをたてとし

てかかるという問題が一つございます。と同時に、もう一つ過去の実績を点検してみますと、や

り管財人の人選で非常に手続が長くなる。勢い

その間時間が延びる。その間保全処分一本でつな

ぐ。しかもそれは、従来の経営者が一応営業での

能力を失つて、手続開始前といふとも保全管理人

が団体交渉の当事者となる制度について、どうお

考えでございましょうか。

○横山委員 白矢さんに、いま私が申し上げた一

点、もう一度念を押しますが、保全管理人をどう

お考えでございましょうか。つまり社長が当事者

と団体交渉をなさいますときに手続前ですと、保全管理人が指定されますと、社長は団体交渉権の

能力を失つて、手続開始前といふとも保全管理人

が団体交渉の当事者となる制度について、どうお

考えでございましょうか。

○横山委員 それではその点について三ヶ月先生

にお伺いをしたいと思います。おわかりでございま

すね、私の意見は、どちらにお考えでございま

すか。

感じておるわけであります。

そこで、お三人の方々に、今まで御発言があり、かつ、私から御意見を承った以外に、今後の法律改正ないしは運用問題で、この際お聞かせを願うことがございましたら、簡潔でかつこうでござりますが、それぞれの御意見を承りたいと思います。
○福永参考人 この改正政府案につきまして、一
言所見を申し述べます。

文章が非常に抽象的でござりますので、当を得て
ていないところらしきが大きいにござります。現在
の改正案によりますと、第四章で更生債権の弁
済の訴可の条文が入っております。この条文がこ
のまま決定されると、われわれ中小下請企業者
のいたしましては、この実行につきまして管財人
もしくは裁判所側が、われわれに非常なる好意を
もつて、そして便宜をはかつてくれなければ空文
になるおそれが十分にございます。これは文章が
非常に抽象的である、どちらにでも判断ができる
というような欠点があることを、特に指摘してお
きたいと思います。

なお、もう一つ山特鋼の場合を例にとりまして申し上げます。私たち二十四名の下請企業者の全債権は、山特鋼の債務総額のわずか一・二%にすぎないような状態でございます。立ち直りの非常に早かつた山特鋼におきまして、現時点におきまして代金を払おうと思えば覚えるといふように私は確信をいたしております。ですから、今度の改正につきましては、いわゆる先ほど申しましたように、画竜点睛を欠くらみのないよう十分に御改正をお願いしたい。そして血の通った、いわゆる下請に対しても代金の支払いがスムーズに行なわれるような条文に御改定願いたい。これを切に念願しております。

○三ヶ月参考人　この法案の性格につきまして、私、冒頭に述べましたことを、最後に少し述べておきたいのであります。何分短時日の間にやらなければならなかつたために、おっしゃるとおりに、しなければならない点がまだいろいろ残つていてるようにも感ずるのであります。ちょっと説明さ

いたたきますが、私、実は法制審議会の委員いたしまして、多少原案の作成にタッチしたものでござりますから、そういう立場から申し上げる面が出てくることを御了解いただきたいのですが取り上げられまして、そういうふうな問題から見ますと、私個人の考えとしては、この際できればもう一步こういろいろな点を突っ込んでいくべきであるという点が、先ほど申し上げましたように、たとえば中小企業更生法というものの方はどのように特異な地位を占めております譲渡担保といいうようなものの規制についても、一ぺん考えていくべきじゃなかろうか等々の問題があるわけでございますが、これは先ほど申しましたように、今後、生きた経済と直結した法律でござりますだけに、あまり法典として祭り上げることなしに、時々刻々の現実の生き方に応じまして、改正を理解していくということを期待するところでござります。

さて、それから先生の御指摘の、中途はんぱな点ということでございますが、確かに今回の改正はいろいろな問題が出てまいりました。それぞれ利害が対立するわけでござります。労働者の債権と、下請企業の債権と、金融機関の債権と、税金の債権と、担保を持つ者と持たない者そういうふうなものいろいろな権利の調整というふうなものも、実体法秩序のワク内で、これまでには少しづつ然としておりましたような点について、あるいは一歩退きあるいは一歩前進するというような形で、バランスを取り直した法律の性格があるんじゃないからうか。それぞれ見ますと、したがいましてたとえは後退している面もあるいは見られるかもしだれない。税金をとる立場から見ますと、從来税金で非常に強く保護をされていたのが、今度は税金を待つてくれというような後退もあるわけでございます。そういうふうな面から見ますと、最後退か、それともバランスの取り直しかといふ

うなことは、どる立場に立ってながめてみますといろいろ出人りがある問題でございまして、まさにそれであるからこそ、更生法の立案の場合に、それがの調整におそらく非常な苦心があつたのじやなかろうか、こういうふうな感じでございます。
○白矢参考人 全体的な問題、この法律の改正と
は若干ニーアンスが違うかもわかりませんけれど
も、私の立場から申しますと、第六点目に申し上
げましたが、いわゆる更生計画案樹立の段階で
は、いまの法律では労働組合の意見を聞くといふ
ことだけであつて、この点は事前協議制を義務づ
けていただきたい、また労働条件の低下の問題、
人員整理の問題も、更生計画案の中に盛り込まれ
るようなことであれば、法的に抗告できるような
内容にしてもらいたいということを強く主張した
わけです。その間の経過の内容は、私たちはい
までこそ、景気の見通しの中で、かなりの利潤と
いいますが、それだけの条件をあげておりますけ
れども、あの苦しかった時代の内容は、想像に絶
するほど、従業員は非常に犠牲をこうむりまし
た。管財人側においても、雇用問題については、
下請全体を含めて非常に配慮を払うといながら
も、の一昨年の十月の段階では、非常に生産ト
ン数も減少された時点では、あえて私たちは涙を
のんで、四百人からの希望退職者をのんだわけで
あります。その間には、長年住みなれた職場を、
涙を流しながら振り返って去つて行つた人もお
るのでございます。そういう中で、私たちは、景
気の見通し、あるいはその問題を含めまして、あ
らゆる犠牲内容を生かしながら小の虫を殺さざ
るを得なかつたといふ苦況に立つて、今日まで乗
り切つてきたのでございます。それだけに、この
更生計画案の樹立の内容を目前に控えて、私た
ちは、少なくとも労働組合の意見は最大限に取り
入れてもらいたい。この山陽の問題が直ちに全般
にこの会社更生法の適用の範囲にあるかどうか
ということについては、先生方の御意見を待つと
いたしましても、この点については労働組合とし
ては強く希望しているわけでございます。

○大坪委員長 加藤勘十君。
○加藤(勘)委員 大体いまの横山委員の質問で、皆さんのお考え方もわかりました。ただ一つ白矢さんに、あなたが実際に山陽製鋼で経験された点と、今度の改正案との間ににおいて、こういう点はどういうふうにお考えになつておりますか。すなわち、保全管財人が定められて、会社の經營、財産の一切が保全管財人に移る。そのときに労働組合は労働者の生活を守るという点から、極力、たとえば退職金の問題にしても未払い賃金の問題にしても、全額を要求するということは当然でありますし、そういう点からいろいろ経営者との間に交渉がなされてきた。それが保全管財人の手に移つてしまますと、もう経営者ではなくして單なる法律の番人である。そして法律の条項に従つてだけ債権者の権利を保護する、こういう立場にある管財人との折衝の場合に、はたして經營に責任を感じておった会社経営者に対する交渉と、保全管財人に対する交渉の点と、この点は全然同じところになつておるのか、あるいはそういう場合に著しく違つてある点があるというふうにお考えになつておるのか、この点を、ひとつあなたの実際の経験に基づいて御説明を願いたいと思います。

○白矢参考人 私の体験を率直に申し上げますと、三月六日の時点で、更生法適用申請という事態が起きました。その間には二月の段階でかなり金融不安説の問題から、株価の暴落した時点もござります。その時点から労働組合としては放置できかない問題であるということで、旧経営者に団体交渉を申し入れまして、その件についての問題点の集約、いわゆる退職金の問題、それから社内預金の問題、未払い賃金の問題等について交渉を行なつた経緯がございます。その間には、すでに更生法の問題が出た前後でござりますので、旧経営者の内容については、どうしても私たちの一存ではいかないという問題が提起されまして、労働組合としてもかなり精神的にも、生活条件的にも、困った問題が生じてまいりました。しかし、私たちのとつた態度は、いろいろこの間に話し合ひを

Digitized by srujanika@gmail.com

した集約した問題点を一應議事録、協定書に双方捺印して、保全管財人がきまると同時にこの問題を履行してもらう内容の協定書を旧経営者と取りかわしたことございます。それを直ちに、管財人が着任した時点で、旧経営者と管財人と交えまして、こういう問題点についてこういうことで労使の間できまつたのだということで、この協定書を履行してもらつたわけあります。この協定書に従いまして、保全管財人はその内容についていろいろ労働組合の意見を調整しながら、今日問題点がございましたが、その時点、時点で話を進めながら、管財人との間を調整しながら、今日の段階で、退職金についても、社内預金の問題についても、スムーズに事が運んできた。こういう経緯がございますので、その取引の、いわゆる更生手続の開始の保全管財人がきまると同時に、前の経営者との協定を履行してもらつて、このことをやつた。こういう経過でスムーズにいったといふことが、この債権の内容については非常に重要なポイントではなかろうかというように考えます。

○加藤(勘)委員 実際に経験をなさいました経験

の経過について御説明で、その間の事情はよくわかりましたが、問題は、保全管財人、管財人の手に移るまでの裁判所の決定を見るまでの過程において、保全管財人の段階において、保全管財人、まだ経営者との交渉が未解決のまま、いまあなたのおつしやるよう調印ができる、それを管財人のほうに移すということで、労働組合の主張は相手に重く取り上げられておるようですが、そうでなくして保全管財人の段階においてどうなるのであろうか、そういう点についての御配慮はございましたでしょうか。

○白矢参考人 むずかしい問題だと思うのです

が、旧経営者に対し、労働組合は、なかなか交渉の内容については、交渉をするかたわらにその問題の責任追及という形をとらざるを得ないので

す。また保全管財人の内容については、交渉相手としては当を得ておるかどうかという問題点、二

つの問題点がからまつておると思ひますが、その間の内容については、私どもの場合ですと、かなり時間が長い關係もございましたし、スムーズにいたたどりうとの内容で、私たちが全力を傾注したのは、むしろ労働組合、いわゆる従業員の動搖を抑えるほうに全力を傾注したわけです。そういう關係もございまして、その間の内容については、はたして管財人が単なる法律の番人かという問題については、その時点では明確に私たちも勉強しておりませんでしたし、いまの段階で申し上げられることは、その間の内容についてはかなり明確にしておかなければ、個々の問題点としては出てくるのであるうとうように判断しておりますので、以上のことだけお答え申し上げておきます。

○加藤(勘)委員 ただいまの御説明で、労働組合の責任者としての御苦心のあるところよくわかります。ただ問題は、この改正案において、その他

が、少し局長に詰めておきたいと思います。

○横山委員 時間を節約いたしまして、あとで法務大臣、労働大臣に御出席を願うことになりますが、少し局長に詰めておきたいと思います。

まず最初に、先ほど参考人からいぶん議論が

ありました預かり金の問題です。もう簡潔でよろ

しくうござりますから、今までの質疑応答を整

理して、あとで裁判問題ないしは労使の交渉の場

合におきまして、どう考えるべきかという点をお

答え願いたいと思います。

改正法による預かり金の規定、百十九条の三

が、現行法の規定百十九条後段よりも共益債権の

範囲を狭めたという点については、どうしても納

得ができない。これはいぶん今後の紛争の問題

は、現行法に比べれば、少なくとも下請中小企業

者の立場からいけば一步前進であるということだ

れば認められますけれども、だからといって、こ

れは望んでおるわけです。しかし、全体として

は、現行法に比べれば、少なくとも下請中小企業

者の立場からいえば一步前進であるということだ

は、六〇%、七〇%くらいの減額を受けるのも通例でございます。しかし、それもやはりこの際考慮されなければならぬということから、破産の場合におきましては、優先的破産債権ということにいたしまして、できるだけ従業員の社内預金のその面での保護をはかるうとしたわけでござります。会社更生事件は四十一年度におきまして六千件の申し立てがございましたが、破産のほうは二千件をこえておる状況でございます。そういう面から見ますならば、この破産法上の取り扱いは従来に比べまして非常に有利な扱いになつてゐるということが言えるわけでありますと、それらをいろいろ総合してお考えいただきますならば、決してそれほど実質的な後退があるといふふうには私どもは考えていないのでございます。法律制度としてほかの債権との均衡を考えましてこの程度のことはやむを得ないであろうといふふうに考えておる次第でございます。

それから開始決定後にやめました場合に、自分の都合で任意に退職いたしました場合には、これはやはり優先的更生債権という扱いになつております。この点も、今回の改正法によりますと六月分あるいは総額の三分の一に相当する金額につきましては共益債権といたしまして、残りの部分は同じく優先的更生債権として優遇の措置をいたしておりますわけでござります。

それから開始決定後に労使の交渉あるいは勧奨等によりましてやめました場合につきましては、これはすべて金額につきまして会社更生法の二八条の規定が適用になりますので、全額共益債権として取り扱われるわけであります。この点は從来必ずしも規定の上で明確でございませんでしたけれども、今回の改正法の百十九条の二の三項の規定にその点を明らかにいたした次第でござります。

○横山委員 その尊重してといふ意味が、協定によって共益債権にするときめた場合には、それが拘束をされるのであるかどうかといふことでござります。

に債権者、株主の協力によって会社の更生をはかるということがねらいでございます。先ほどの労働組合の代表の参考人の方も述べられましたが、労働組合も債権者も一致協力して会社を更生させることが何よりも大事であるという御意見でございましたが、まさにそういう精神で会社更生法はできております。したがいまして、労働基準法に對しまして、会社更生法の規定は、その面においては一つの特別法の形をなしておるというのが現在の一般の解釈でござります。したがいまして、開始決定がござりますと、労働基準法の規定はそのようになつておりますけれども、更生手続上弁済が猶予されるというふうな場合には、これは更生法の規定によつて認められるということになるわけでございます。

○横山委員 その点は、私どもと少し見解が違つたのであります。一応前へ進みたいと思います。

○横山委員 先ほど参考人からも話がありましたが、労使の交渉で、手続開始前に諸般の諸問題を協定をした法律的な効果については、改正法はどういう影響をもたらしますか。

○新谷政府委員 開始決定前に労使の話し合いでよりまして協定ができました場合に、これはもちろんこの協定を尊重してまいるべきものでござります。会社更生法の条文の上では、そのことを正面からは取り上げておりませんけれども、現在の更生法の百三条の第四項には、労働協約がござります場合には、双務契約による解除の規定等も適用しないという規定が一項入っております。このことが、労働協約はそのまま尊重してやるという趣旨でこの規定が入つておるという解釈に現在なっております。お尋ねのような場合には、賃財人そのまま労働協約の内容を尊重して、自後の更生手続を進めてまいるということにならうかと思ふよりましては同様の趣旨によりまして共益債権となる部分を明らかにいたしまして、退職手当の取り扱いについての保護の道を厚くいたしたということになっておる次第でございます。

○横山委員 次の問題点は、労働基準法との関係であります。労働基準法二十三条第一項は、退職金債権の発生した後請求があれば、労働者の死亡または退職の日から七日以内に支払いを義務づけておる。退職金は基準法上の賃金だから通貨で全額支払わなければならぬと二十四条では定め、積み立て金、保証金、貯蓄金等のいわゆる社内預金も、請求があれば七日以内に全額支払わなければならない、これは二十三条第一項、第二項。これらの義務を怠った場合は百二十条によつて犯罪成立ということになつておるわけであります。この基準法の規定と会社更生法との関連を説明を願いたい。

○新谷政府委員 労働基準法は、労使関係のそろいつた賃金についての支払いの場合、通常の場合の基準を示したものでござります。会社の経営が順調に進んでおります場合に、ことさらに賃金の支払いを遅延せざると、いうことのないよう労働基準法で厳重にその点の規定を定めたものでございます。しかし、会社更生法は、会社の経営が破綻におちりまして、先ほど申し上げましたよう

改正法三十九条 四十条の保全管理人の性格及びそれの影響であります。先ほど参考人との質疑応答をしたわけであります。少なくとも社長、会社責任者と団体交渉をしてまいりましたのが、権限のない保全管理人を選定することによって、労使の関係に不当な影響を及ぼさないかどうか、労使間の交渉を中断させるおそれはないかどうかと考へられるのであります。保全管理人の性格、団体交渉の当事者としての能力、保全管理人を置くべき理由、時期等について明らかにされたいのであります。

○新谷政府委員 会社の理事者が、放漫の經營をやつたために会社が破綻におちいるとか、あるいはその理事者としての道格がないといふようなことによつて、会社の經營が破綻におちいるわけでございます。そのような場合に、そのまま放置しておきますと、經營のみならず、労使関係についても非常に大きな影響が及ぶわけでございます。これを防止いたしますために、開始決定までの段階において、とりあえず暫定的に保全管理人を選任して、適正な事業の經營なり労務管理をやつてもらうと、これがこの保全管理人の設けら

れた趣旨でございます。あくまでもこれは会社が、どうしても理事者にまかせ切れないといふような非常の事態に対する例外措置でございます。そのような場合に、むしろ保全管理人の選任によつて、一般的の経営ないし労使関係がうまく維持されいくことが期待されるのでござります。

なお、保全管理人が選任されました後に開始決定がござりますと、多くの場合この保全管理人が管財人になつてあとの事業経営なり財産の管理処分を引き継いでいくことになるかと思うわけでござります。もちろん裁判所におきましても、そういふ事態において保全管理人を選任いたしますので、その人選につきましては十分配慮されまして、適正な仕事のできる人を選任されるというふうを私どもとしては期待いたしておる次第でございます。

○横山委員 置くことができるという意味は、原則として置かないと解釈してよろしいのですか。つまり、政府の今までの説明は、現取締役が不正行為をするおそれがある、その取締役が行くえをくらましておくる等であつて、現取締役をそのままに選任される場合に、公正な管理をするために応急的に選任されるのであるから、通常一般の場合には、最も責任ある、会社責任者の社長が、団体交渉の当事者として責任を感じて事に当たるべきであるという解釈でよろしくござりますか。

○新谷政府委員 お説のとおりでございます。○横山委員 次は、共益債権に基づく強制執行または仮差し押えの中止を定めた場合の改正法二百十条の二であります。が、労働者の有する共益債権の行使にとつて、不当な障害となるのではないかという感じであります。先ほども三ヶ月参考人からこの点については、ややりが抜けておるような感じの御答弁をいたいたのであります。裁判長が善処するということだけに限られておる

のであるかどうか。強制執行、仮差し押えを中止させたことによつて受けた被害といいますか、それはどう保証なるおつもりですか。

時見ておりますと、管財人の措置等についての監督権を行使いたしております。その段階におきまして、会社の事業経営にとりまして、不可欠の財産を差し押さえられてしまつたといふような場合に

○横山委員 労働大臣お見えになりましたから、短い時間でけつこうですが、大臣にお伺いします。

四十一年一月十八日、中央労働基準審議会は、社内預金問題についての答申を出し、そして労働省は施行規則の改正をもつて、この趣旨を管下に通達をされた模様であります。私のお伺いした

い点は、社内預金の規制を、そりやうふうに労働省で実行されておる。つまり社内預金の逸脱をしないように、質的に社内預金といふものをして正に労働省ではなさつたのであります。しかるところ、

今会社更生法をもつて、社内預金の扱いを後退をされたわけであります。いままでは社内預金は、実際上は全額共益債権といふような取り扱いをされておつたのが、今回は後退をする扱いを受けることになりますと、それがなほかに要件がございまして、「会社が他に換価の容易な財産を有するとき」となつております。換価の容易な財産がある場合に限つて、そのような措置がとれるということです。

○年川国務大臣 今般、会社更生法の改正にあたりましては、法制審議会におきまして、労働省といたしましては現行法どおり社内預金の全額を共益債権とするよう主張をいたしましたことは御承知のとおりでございますが、同時に下請代金あるいはまた給料その他の均衡も考えまして、御承認のとおりに六ヶ月間の給料または社内預金の三分の一という制限は、バランスの上から、そのよう

に審議会が決定をいたしました。これまたやむを得ない措置だと労働省は考へておる次第であります。ただし、同時に、残額は、何らかの措置がとられていないわけではないのであります。その残額の社内預金は、優先的更生債権とするというごとにされたものでござりますので、こういう点も配慮いたしまして了承いたしました次第でございま

す。ただ、同時に、残額は、何らかの措置がとられていないわけではないのであります。その残額の社内預金は、優先的更生債権とするというごとにされたものでござりますので、こういう点も配慮いたしまして了承いたしました次第でございま

す。なお、この問題に關連いたしまして、従来破産法におきまして、何らの保護が加えられておらなかつた社内預金が、これまで優先的債権といふことになりました。そういうふうなこともあわせて考慮をいたしまして、審議会の答申どおり了承いたしました次第であります。

二番目の社内預金に対する私たちの考え方は、やはりこれは強制じやございませんので、私はむろん従来から主張いたしておるのは、従業員が自分の会社の株を持て、そして会社と共同的な利害を持つということはいいことだと思います。社内預金も——もちろん銀行へ預金したらいいのですけれども、自分のつとめている会社に預金をすれば、その預金が、さらにその会社の運営に非常に利便を与える、また福利施設あるいは労働者の財

ておるわけであります。だから、労働大臣としては、この基準法の守り神であるべき人が、会社更生法によつて基準法がしり抜けになるということを、どうして御承知をなさつたものであらうかと、これらの各省間の調整、それから労働省の今後の方針を明らかにされたいと思います。

期する。しこうして、これを廃止するか存続するかという点については、改正した処置の成り行きを見ましてさらに検討いたしたい、こういうことで結論は保留になつておるわけでございます。しかし、現に労働基準法の十八条第一項の規定には、この制度があるわけでござりますから、この制度につきまして大臣が御答弁になりました点は、大臣とされましては御就任以来、勤労者の財産づくり政策という点を掲げられておりまして、昨年末から本年の初めにかけまして、勤労者持ち家政策についてのいろいろな施策を打ち出されたわけであります。ただいま御指摘の持ち株制度であるとか、あるいはいろいろな問題があるわけでござりますから、そりいった政策から、いろいろお考えを述べられたわけでございます。その基準法の十八条第二項の制度としての問題は、労働者持ち株会議会においていろいろ、いわばフォロースルーのよろな形で検討されておるところでござります。

と——労働大臣、いつも非常に努力をしてやっていらっしゃるのにかかわらず、今度はチヨンボだな、こう考えざるを得ません。私は先ほどの社内預金に関する発言について、もう少し労働大臣として、周囲の事情からいっても、ああいう積極的な社内預金育成論なり考え方を説くことは、少しおもいがねし。本法案審議に際しても、先ほどちょっとおつしやったけれども、社内預金の扱いの後退については遺憾である、そのくらいのことをおつしやらぬとかつとうがつきませんぞ。

○早川国務大臣　現に社内預金は認められておるわけでございますし、ですから、私としては日ごろ考えておる意見を述べただけでありますて、これが全部認められておらないことに対し非常にござります。その観点からいまして、社内預金論議があると思いますけれども、そういう意味でござります。その観点からいまして、社内預金ができるだけ保護されるという点は、審議会におきましても、労働省の立場として主張いたしましたことは、先ほどお答え申したとおりでございまして、が、同時に下請代金、給料、退職金その他、いろいろなバランスの関係上、審議会におきましては、六ヶ月の給与分、あるいは三分の一といふ制限がありましたことも、不本意ながら連帯という立場に立ちました場合にやむを得ない。しかし、そのほかにも、破産法その他で非常に優遇措置がとられておるので、この審議会の結論といふものに従つた、こういう意味でございますので、どうかこの点は、私の眞意を御理解賜りたいと存じます。

○横山委員　おしかりおきまして、労働大臣御退席くださつてけつこうです。

最後に、法務大臣並びに民事局長に、問題とすべき点を列挙して、最終的な締めくくりの質問をいたします。

ことなんですね。少なくとも現在の法律のもとで、労働者がしつかりしておるところ、その労働者とどうものは、先ほども山陽特殊鋼の組合長が言つたのですから、われわれ労働者としては、その会社でおまんまと食つておるのだから、つぶれることよりも、むしろ再建したいんだという考え方が非常に強い発言であります。これは会社更生法が適用されたときには、一般的に申しまして、ほとんどの組合のはうがきわめて再建に熱心で、そういう組合の力のあるところは、この改正法よりも有利な条件において解決をしておるものが多い。再建といふことと労働条件の保護ということについて、両立をしておる場合が多いのであります。ところが、この改正法によりますと、裁判所の権限もある程度強まり、保全管理人を置かれるということによって、なるほど底上げはできるけれども、六ヶ月、三分の一といふ一線以上にいくのは非常むずかしくなる。そういう意味においては後退をしておる。こういう考えが強いのであります。それから、これは裁判所の問題でありますけれども、この法案の改正を、裁判長なり、管財人なり、保全管理人が、下請や労働者を保護するなんだといふ法案の趣旨を十分に理解して運営せぬことは、これは絵にかいたほたもちに終わる。また逆転する場合もかなりある。したがって、管財人や保全管理人、あるいは監督者の、法案に対する周知徹底といいますか、この趣旨というものが、私の申し上げるような意味において徹底しないことには、この法案の運用はきわめてむずかしい、こう考えるのが第一であります。

に、満たされざる問題について、また運用状況について満たされざる問題について、今後どうお考
えであるか、この二点をお伺いしたい。

○田中国務大臣 御心配をいただきましたお説
まことにごもっともであります。そこで、新しい
更生会社の機関といたしましては保全管理人、管
財人、それから裁判所の諮問機関ではござります
けれども、調査委員というような制度の運用にあ
たりましては、いまおとこばに出ましたような事
柄を極力留意いたしまして善処をさせていただきたい
と存じます。

それからもう一つは、この会社更生法は、何
を申しましても、いろいろ御質問を承つて反省
をしてみますと、これで十分のものとも考えられ
ぬ節もなくはないと存じます。これを運用して
まいりまして、どうもこの点が不徹底であると
いうようなことになりました場合においては、
さらに第二次の改正ということもできるだけ手つ
とり早く実情に即しまして、将来を考えていかな
ければならない。ただこの法案を出しておりま
す御審議中に、次に行き届かないところができると
くると改正をいたしますなどをどういうことを大臣
が発言するということ自体たいへんどうも困っ
たことだとと思うのでありますけれども、ありのま
まに申しますと、実情にそぐわざる点が出てまい
りましたときは、また、ただいまおあげになりま
したような事柄に行き詰まりをしてくるという
ことになりました場合においては、すみやかなる
機会に、やはり第二次改正をいたしまして、御要
望に沿うことにいたしていきたい、そういう決意
であります。

○大坪委員長 この際、おはかりいたします。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よつて、
本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

また施行期日の問題につきましても、現実に業者が苦しんでおる実情から、これを救済する意味において改正案には賛成をするのですが、しかし、政府の改正案そのものは、いま申しますような理由によつて、どうしても賛成するわけはない。ここで私どもははつきりと、次のよりよき改正案が提出されることを希望しつつ、反対の意思を表明するものであります。

○大坪委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず本修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○大坪委員長 起立多數。よつて、本修正案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕
次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○大坪委員長 起立多數。よつて、修正部分を除いて原案のことおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕
次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたしました。

○大坪委員長 起立多數。よつて、修正部分を除いて原案のことおり可決いたしました。
これにて本案は修正議決すべきものと決しました。
次に、おばかりいたします。ただいま議決せられました法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大坪委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大坪委員長 午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時四十二分休憩

○大坪委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。内閣提出、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

参考人には、御多用中のところ御出席いただきました。まことにありがとうございました。何とぞ本日出席の参考人は、司法書士会連合会理事長澤口祐三君であります。

十一年の数次にわたる法改正を経まして、現在におきましては連合会一個、司法書士会四十九個が、全国の司法書士を一つに結びつける拠点として、一万二千名の会員を擁する強制会としての強固な基礎を確立するに至つたのでございます。特に、戦後の経済の民主化、高度経済成長は、司法書士業務にも深い関係があるのでございまして、ちなみに、法務省統計年報によりまして、昭和二十六年の登記甲号事件数五百万件が、同三十九年には早くも一千万件と二倍を突破するに至り、登記乙号事件は同年対比で約十二倍といふ昇ぶりを示しておるのでございます。

これらの状況は、司法書士が国民の権利義務に重要な役割りを果たすものとして、一段と会員の品位保持、業務の改善、進歩をはからなければならぬことを示しているのでございます。昭和三十一年、法改正により、強制会に移行し、自主的統制の実をあげ、充実发展を進めてまいりました。今般、司法書士法の一部を改正する法律案の御審議がなされるにあたりまして、はからずも立法院にお招きを受け、ここに意見を述べる機会を得ましたことを、心から光榮に存する次第でございます。

さす、結論的に申しますならば、政府提案として本国会へ提出されております同法案につきましては、原案どおり可決成立せられますよう心から見ておきまます。

会の法人格保有の必要性は、単に財産の保有管理の問題にとどまるものではないのでございまして、福利厚生制度を確立することによって、強制会としての体質の一そらの強化发展をなし遂げ、ひいては国民と最も接触を密にするところの司法書士制度の近代化を達成し、国民の期待と信頼にこたえねばならぬと念願しているのでござります。

私ども司法書士は、いわゆる自由業者として自己の精神的、肉体的労務により生計を維持していくものでありまして、不慮の事故等によって所得活動が断絶したような場合は、経済的生活の瓦解

するに至る危険性を常に内包しているのでござります。このような不安と危険性を取り除くために、健康保険制度等を確立することが急務となつてゐるところであります。このような組織体制を備えることによりましてこそ、会員の綱紀の維持、品位の保持、資質の向上が十分になし遂げられるものと存するとともに、これらの体制のかなめをなすものと法務省は、他人の嘱託を受け、その者が裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成し、及び登記又は供託に関する手続を代つてすることを業とする」として、法務省は登記又は供託の申請代理を明確化するものでございますが、これは、現行司法書士法の解釈、運用の実態に即応したものと考えるものでござります。

業界積年にわたり、その実現を願望し続けてまいつた懸案でございますので、諸先生におかれましては、深い御理解をもつて御審議賜わります」とを切に切にお願い申し上げる次第でござります。

○大坪委員長 これより参考人及び政府当局に対する質疑に入ります。大竹太郎君。

○大竹委員 こういう機会でございますので、この改正に直接関係のない事項もあるかと思いますが、一二、三これらをお尋ねをいたしたいと思います。

第一に、司法書士法を拝見いたしましてもよくわからぬのであります。司法書士や土地家屋調査士の資格の獲得とでも申しますか、法律を見ただけではわからぬのであります。これについてます御説明をお伺いしたいと思います。

○新谷政府委員 司法書士と土地家屋調査士につきましては、その資格の取得の方式が異なつておるわけでございます。司法書士法、あるいは土地家屋調査士法にそれぞれ規定がございますが、司法書士のほうは、一定の要件を備えた者が司法書士となりまして、事務所を設けようとするところの法務局長、あるいは地方法務局長の選考により

世人の認めておるところでございまして、司法書士が国民と登記所の中間に存するところの専門家としての役割りを果たしている以上、いわゆる乙号事件、すなわち謄本とか抄本等につきましては、司法書士あるいは補助者が潤滑油的な役割りを果たしていることは、事実でございます。もちろん登記官と司法書士の分限につきましては、厳格にその立場を明確にしていることは、確信を持つて申し述べることができるのでございますが、この点につきまして、登記所の抜本的な予算措置が緊要であるかと存する次第でございます。

○大竹委員 質問を終ります。

○横山委員 澤口さんにお伺いします。大体私が考えるのに、仕事をやるには強制加入方式ということになっておる。だから、司法書士はみんな司法書士会に入らなければならぬ、こういう組織になつてゐるのが、まだもつて法人格を得てないかつたということが、実は私はおかしなことに考えておるわけであります。これは民事局長も、当時私は承知をいたしておりませんけれども、強制加入をさせるといなながら法人格を持たせない、どういう議論がそのときにあつたのだろうか、不審に思うのであります。しかし、いずれにしてもここに法人格を取得する、そして強制加入方式の連合会ができる上なるということ、澤口さんにお考えを願いたいのは、これから司法書士会がどういう運営をなさるかといふことであります。少なくとも法人として、強制加入の司法書士会として、社会的な地位と、いふものが向上され、そうして運営をめぐめて、いままでも一生懸命おやりになつたであろけれども、いままでと違つたあり方が少なくてはならぬ。いわんや、先般起りて、運営をめぐめて、いままでも一生懸命おやりになつたであろけれども、いままでと違つたあるようなことがあつたのは、これは何ともならない責任が今後生じてくるわけであります。

あなたが先ほど自動的な運営をしたい、あるいは相互扶助をしたい、こう統制をしたい、あるいは相互扶助をしたい、こう申しますと、事実でございますが、申しますことは、事実でございます。もちろん乙号事件、すなわち謄本とか抄本等につきましては、司法書士は必ずしも法律に定められておりません。したがつて、登記所の抜本的な予算措置が緊要であるかと存する次第でございます。

○大坪委員 質問を終ります。

○横山委員 澤口利秋君。

○横山委員 澤口さんにお伺いします。大体私が考えるのに、仕事をやるには強制加入方式といふことになっておる。だから、司法書士はみんな司法書士会に入らなければならぬ、こういう組織になつてゐるのが、まだもつて法人格を得てないかつたということが、実は私はおかしなことに考えておるわけであります。これは民事局長も、当時私は承知をいたしておりませんけれども、強制加入をさせるといながら法人格を持たせない、どういう議論がそのときにあつたのだろうか、不審に思うのであります。しかし、いずれにしてもここに法人格を取得する、そして強制加入方式の連合会ができる上なるということ、澤口さんにお考えを願いたいのは、これから司法書士会がどういう運営をなさるかといふことであります。少なくとも法人として、強制加入の司法書士会として、社会的な地位と、いふものが向上され、そうして運営をめぐめて、いままでも一生懸命おやりになつたであろけれども、いままでと違つたあり方が少なくてはならぬ。いわんや、先般起りて、運営をめぐめて、いままでも一生懸命おやりになつたであろけれども、いままでと違つたあるようなことがあつたのは、これは何ともならない責任が今後生じてくるわけであります。

いろいろ趣旨のことをおっしゃいましたが、法人格を取得した以後のその連合会の運営について、どう申しますと、司法書士会は、司法書士の品位の保持、あるいは業務の改善、進歩をかかるために、法務局長に、何で承認をもらわなければならぬのか。何か人が制限されておるそうであります。たしかに、残念なことに、先年非常に問題になりましたが、申請事件の書類が非常に不備であります。

冒頭にも申し上げましたように、現在の司法書士会におきましては、全国約一万二千の会員があり、会としての活動も年とともに充実、活発化しております。

法務局長に移行したとき、すでに実現されていてしかるべきであつたとさえ考えられるのでございますが、現在におきましては、会の強化に伴い、会員の規律を厳守し、その相互扶助の制度を確立しなければなりません。

また一方、会は、会自体のいろいろの財産を保有するに至り、この財産保有の状況は、今後ますます増加することと思われますので、福利厚生制度を確立することにいたしましても、財産保有にいたしましても、現在のようにいわゆる人格のない社団のワク内にありますことは、十分なる機能を発揮することができません。このようなことからいたしましても、会の法人化は、私どもにとりましては必須の問題となるわけでございます。

○横山委員 民事局長にお伺いしたいのですけれども、補助者が悪いことをした場合に、だれの責任ですか。

○横山委員 民事局長にお伺いしたいのですけれども、補助者が悪いことをした場合に、だれの責任ですか。

○新谷政府委員 补助者自身の責任の場合もございませんし、司法書士の責任になる場合もあるかと存じます。

○横山委員 补助者自身の責任といふのは、どういう場合ですか。

○新谷政府委員 司法書士の業務と関係がなく、補助者個人で不正事件を働いたというふうな場合には、これは補助者の問題でございます。

○横山委員 あなたは、いま法律がそなつておいたときたいと希望いたします。

次に、伺いたいのは、これは民事局長にあとでお伺いすることではありますけれども、責任者としてのあなたの御意見を伺いたいのですが、補助者といふことは、全部司法書士の責任じゃないですか。なぜなら、補助者の法律的な独立の権限があればともかく、補助者がやつたことで悪かったことは、全部司法書士の責任じゃないですか。そうでしょう。補助者がかつてに悪いことをやつたといつても、監督責任は司法書士であり、司法書士は嚴重に処罰すればいい。その司法書士の事務員なり補助者に対して、政府が横

たたいて、補助者を使つておる。弁護士たつて、その意味においては事務職員を使つておる。けれども、一々国税局長ないしは税務署長に、補助者を付与することの必要性と今後のあり方というふうにお聞きいたしますが、法律に定められておりますように、司法書士会は、司法書士の品位の保持、あるいは業務の改善、進歩をかかるために、法務局長に、何で承認をもらわなければならぬのか。何か人が制限されておるそうであります。たしかに、残念なことに、先年非常に問題になりましたが、申請事件の書類が非常に不備であります。

冒頭にも申し上げましたように、現在の司法書士会におきましては、全国約一万二千の会員があり、会としての活動も年とともに充実、活発化しております。

法務局長に属しておりますが、補助者の指導、監督を会則に明定し、改正に実施する必要があると存じます。

○横山委員 补助者の承認権限が法務局長、地方法務局長に属しておりますが、補助者の指導、監督を会則に明定し、改正に実施する必要があると存じます。

なお、補助者の使用につきましては、現時点においては、一定の基準を設け、その基準内におきましては、一定の基準を設け、その基準外においては、法務局長または地方法務局長と当該会長と協議の上、法務局長、地方法務局長の承認を要することとするのも、一案かと存する次第でございます。

○横山委員 民事局長にお伺いしたいのですけれども、補助者が悪いことをした場合に、だれの責任ですか。

○横山委員 民事局長にお伺いしたいのですけれども、補助者が悪いことをした場合に、だれの責任ですか。

○新谷政府委員 补助者自身の責任の場合もございませんし、司法書士の責任になる場合もあるかと存じます。

○横山委員 补助者自身の責任といふのは、どういう場合ですか。

○新谷政府委員 司法書士の業務と関係がなく、補助者個人で不正事件を働いたというふうな場合には、これは補助者の問題でございます。

○横山委員 あなたは、いま法律がそなつておいたときたいと希望いたします。

次に、伺いたいのは、これは民事局長にあとでお伺いすることではありますけれども、責任者としてのあなたの御意見を伺いたいのですが、補助者といふことは、全部司法書士の責任じゃないですか。なぜなら、補助者の法律的な独立の権限があればともかく、補助者がやつたことで悪かったことは、全部司法書士の責任じゃないですか。そうでしょう。補助者がかつてに悪いことをやつたといつても、監督責任は司法書士であり、司法書士は嚴重に処罰すればいい。その司法書士の事務員なり補助者に対して、政府が横

やりを入れて、おまえはいかぬとか、いいとか、おまえは任命してやる。おまえは任命してやらぬといふ政府にどこにその権限がございましょうか。つまりあなたの言い分は、税理士会と一例を税理士会に引くのですが、税理士会と司法書士会と比べると段違いだ、また司法書士はなつておらぬ、こういう理論からそれは発しておるわけですか。まさかそういうつもりはないでしよう。もしそういうことをやるなら、あなたの監督責任だ、あなたは何をやっておったかということにならぬ、どうぞう。だから、法律体系としても、補助者に対するこの任命権を政府が持つておるというのには、だれが考えた制度か知らぬが、いかぬですよ。改正すべきだ。どうですか。

○新谷政府委員 事故が起きました後に、法務局側におきまして懲戒制度その他の制度を運用いたしまして、その処理をつけるということとは、これは当然でございます。ただし、事故の発生するのを待つわけにもまいりません。先ほど申し上げましたように、やはり補助者は補助者なりに、十分その仕事のできるような人をお願いしたい、それによつて登記所の事務の渋滞を避けられますし、また依頼者側の不都合もなくなるわけでござりますので、あらかじめそういう承認制度によりまして、有能な補助者を使つていただくということで、一応チャックしてまいりたい、こういうことでござります。司法書士そのものが認可制度になつております。それと一心同体となりまして、書類の作成等の仕事をします補助者につきましては、それに準じて考えて、ちつともおかしくないものではないかという考え方でございます。

○横山委員 それはちょっと説得力がないですね。大臣、私の言つておることはわかるでしょう。聞いていらっしゃいましたか。

○田中國務大臣 前の半分が……。

どうですか、横山利秋という補助者ですが、どうですかといつて、局長におそれながらと認可を申請する。そして、よし横山なら使え、澤口ならいい加ぬ、こういうしかたというのは、おかしい。政府が給料を出すわけじゃあるまいし、補助者が悪いことをやつたら、司法書士の責任じゃないですか。これは明白なんです。そういうことはおかしいからやめたらどうだ、こういうわけです。

○田中國務大臣　これは横山先生御承知のとおりに、司法書士自体については、地方法務局長が認可をしておるという制度でございます。そこで、補助者についても、同時にこの認可制度……横山委員（なぜ、そんなことをせんならぬですか）それはそういうことになつておるわけでござります。なつておるわけですが、結論を申し上げますが、いまにわかに私が責任があることは申し上げられませんが、御説はまことにごもっともの点があると考えますので、将来の問題としましては、この補助者に対する取り扱いは、慎重に検討してまいります。

○横山委員　まことに大臣はわかりがよくて、たまへんけつこうであります。私もいま直ちにとは言いません。やはり不利になる場合といままでの分とのあれがあるから……。ある時期を経て、これはどう考えても理屈に合わぬから検討をしていただきたい。

その次は、澤口さんに率直にお伺いしたいのですが、されども、どうも町へ行くと、司法書士は高いいね、こう言うのです。これにはあなたのほうの言い分もあるそうだが、この際、町でちょっとやつただけであんなに取るという俗説——率直に俗説と言つておきましょうか。そういう話について、どういうお答えをいただけるか、一べん聞かしてもらいたいと思います。

○澤口参考人　報酬の規定に觸しましては、大臣の認可に基づくものでございまして、これに違反した報酬を取ることは懲戒処分の対象とされておるのでございます。司法書士の報酬が高いといふわれを聞くことは、私どもにも耳に入ることはあり

〇横山委員 その登録税が今度高くなつたのです。これは大臣、町へ行きますと、登録税と印紙税とが高くなつたことは圧倒的に評判が悪いのです。しかも、私も大蔵委員会で反対をしたのです。が、登録税は、いまやつておる人には現行どおりかける。だから、反対する人はおらぬ。おれが司法書士をやる、おれは何やるといふ人はまだきまつていないのでだから。

そこで、私は大蔵委員会で、早稲田の学生デモの騒動を引用した。早稲田の大学生——私もあるのときに一年生の子供を持っておつたのですが、いま入学しておる人間は授業料は高らせぬ、これから入ってくる学生に授業料を高らせる、おまえらは高うなるのぢやないのだから、何もストライキせぬでもいいぢやないかと言つたときには、早稲田の大学生いわく、後輩のためにがんばらずして先輩の価値があるか、こう言って早稲田は大騒動になつたのですよ。けれども、これから登録税を出す人はだれだかわからぬのだから、入学しかね、さむらいになりたいという気持ちの人が集まつたのです。あなたは、あの税法の改正のときに、さぞかし閣議で反対をしてくださつたと思ひますが、どうでござりますか。

○横山委員 何だか申しわけないと言われると、どつちの話かわけがわからない。
そこでもう一つ、法務大臣にやはりせひ考えてもらわなければいかぬということを伺います。
この間、民事局長にはほかの委員会でたいへんなおしかりをしたわけですが、不動産登記法十七条、十八条にこういうことが書いてある。「登記所ニ地図及ビ建物所在図ヲ備フ」、これは十七条。十八条の一項が「地図ハ一筆又ハ數筆ノ土地每ニ之ヲ作製スルモノトシ各筆ノ建物毎ニ之ヲ及ビ地番ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス」、第二項、「建物所在図ハ一箇又ハ數箇ノ建物毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各箇ノ建物ノ位置及ビ家屋番号ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス」、こう書いてある。ちつともそれを登記所はやっておらぬ。できておらぬ。全然皆無と書いていいほどできておらぬ。これは、民事局長ちょっとむずかしい顔してござるけれども、実際問題としてできておらぬ。大体何ができるかといふと、まあ私とおたぐさんと争つて話がついた、こういうふうにいたしました。争いのないものは改正する。あるいは建設省やどこかよその省が区画整理をやつた、市町村がやつた、それでこうなりましたからといふことは、ここにいう建物所在図を作製する。ところが、そんなものは法務省は何もやつていない。この法律的責任は法務省なんですよ。何もやっておらぬ。予算もついておらぬようですね。この法律ができたときから、もう何年になつておると思ひますか。これは法務大臣のたいへんな責任であります。この件はまだ御存じないであろうとすら私は思うのであります。御意見を伺います。

○田中國務大臣 最近、参議院で田中一さんの御質問がございました。私は、不都合なことであります。が、初めてなるほどと理解したわけでござります。これはなかなか短日月にできるものでございませんが、これも将来の問題といったしまして、法の規定するところに従いまして、極力これをお充実さすように予算的にも措置を講じ、努力を

